

1. 情勢の特徴と法人事業活動

わが国の社会福祉制度の基礎となった「社会福祉事業法」が1951（昭和26）年に制定されてから、2021（令和3）年で70年が経過した。社会福祉事業法とともに生まれた社会福祉法人制度は、この70年という月日のなかで、いくつもの大きな変革の波に洗われてきた。特に2000（平成12）年の社会福祉基礎構造改革を通じて、多様な主体によって福祉サービスの供給が担われることになり、社会福祉法人の位置づけは相対化されてしまった。イコールフットイングの議論も、こうしたなかから発生してきた。ここでは、「社会福祉法人の使命・役割は何か」「社会福祉法人でなければならないこととは何か」が問われていたともいえる。

また、先（2016（平成28）年）の社会福祉法人制度改革では、社会福祉法人の責務として地域における公益的な取組を実施することが制度として求められるようになった。しかしながら、地域における公益的な取組を実施する責務を、イコールフットイングの議論への対応と位置づけるのは、問題の矮小化であり、もっと本源的なところで、社会福祉法人が地域の福祉ニーズに向き合うべき意義・理由があるのではないか。70年という長いスパンで社会福祉事業や社会福祉法人制度の変遷を俯瞰したとき、社会福祉法人の本来の使命や、忘れてしまっていた役割などが見えてくるのではないか。それこそが、地域における公益的な取組に向かい合う真の意義になるのである。世界各地や日本で、度重なる異常気象や自然災害、新型コロナウイルスの感染拡大、平和が脅かされ、人権が抑圧される事態をみると、当福祉会は法人設立時の初心を忘れず、民間社会福祉事業の先駆性と独自性を発揮するために、全国的なネットワークを駆使して資料収集に努め、諸会議などに参加、積極的な発信を行ってきた。引き続き歴史の教訓や社会福祉の課題についての科学的知見に学び、それぞれの分野の事業展開に努めてきた。

今日、「憲法」を国民の暮らしにしっかりと生かすことが重要である。子どもたちや高齢者、障がい者、そして全ての国民のくらしの土台である「平和」「憲法」のあり方が問われている。現政権は、憲法に基づいて国民の諸権利を護るべきところを、逆にさまざまな分野で制限を加えている。児童憲章、そして児童福祉法、特に同法24条1項は、子どもたち・保育の土台である。そのためにも、保育、介護、医療をはじめ、くらしの全ての場で、現憲法の「精神」をさらに生かす取組と発言を重ねていくことが重要である。

法人では最新の情勢把握に努め、理事会および評議員会などで討議、職員や利用者による情報を提供してきた。島根県、雲南市の諸会議の要請にも応えてきた。地域の諸団体と連携して、必要な任務を引き受けて運動に参加してきた。団体、個人の見学、体験、研修の要望には積極的に対応してきた。地元の阿用地区振興協議会、民生児童委員、自治会住民との協力共同の関係を深めてきた。多くの支援を得て、各事業の充実に努めてきた。その経営状況の詳細については別に報告する。

2. 理事会の開催 6/7 6/24 12/17 3/23
3. 評議員会の開催 6/24
4. 内部監査の実施 5/25
5. 監事監査の実施 5/25